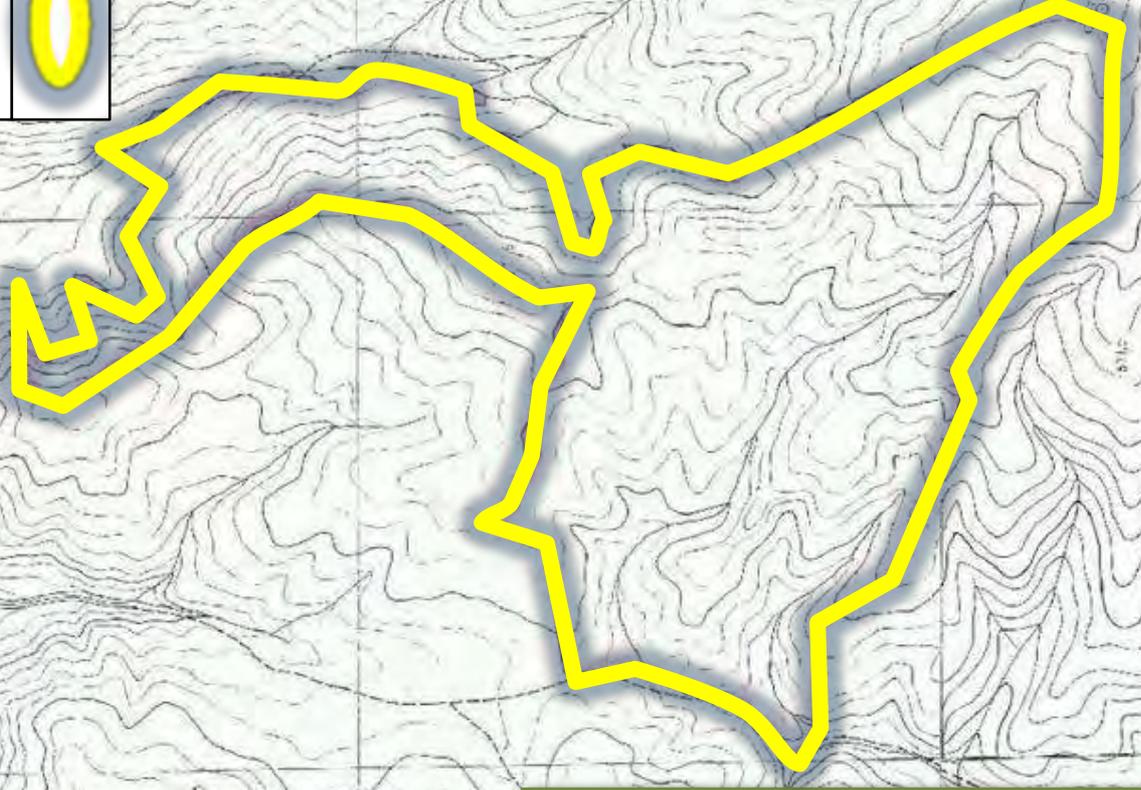


## (2) 評価対象地の事例

新規採択箇所の現況 阿武隈川広域流域【対象地番号：37】

凡 例	
	
	対象地



宮城県白石市

# 新規採択プロジェクト判断根拠

対象地番号	37	区域名	阿武隈川広域流域（宮城県白石市）
-------	----	-----	------------------

## I 必須事項

審査の内容	判定																				
<p><b>1. 事業の必要性が明確であること（必要性）</b>                      水源を適養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること                      ・対象地は、重要流域である阿武隈川流域内に位置等。                      ・対象地の林況は、無立木地。</p>	○																				
<p><b>2. 技術的可能性が確実であること</b>                      地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること                      ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能</p>	○																				
<p><b>3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）</b>                      費用対効果分析の結果が1.0以上であること</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総受益 (B)</td> <td>114,145千円</td> <td>①水源かん養受益</td> <td>51,971千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>80,392千円</td> <td>②山地保全受益</td> <td>50,152千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全受益</td> <td>11,140千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④木材生産等受益</td> <td>882千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・ B / C = 1.42</td> </tr> </table>	総受益 (B)	114,145千円	①水源かん養受益	51,971千円	総費用 (C)	80,392千円	②山地保全受益	50,152千円			③環境保全受益	11,140千円			④木材生産等受益	882千円	・ B / C = 1.42				○
総受益 (B)	114,145千円	①水源かん養受益	51,971千円																		
総費用 (C)	80,392千円	②山地保全受益	50,152千円																		
		③環境保全受益	11,140千円																		
		④木材生産等受益	882千円																		
・ B / C = 1.42																					
<p><b>4. 事業の採択要件を満たしていること</b>                      独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分取造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること                      ・対象地は保安林指定予定(水涵)、林況は無立木地、権利関係は問題なし。                      ・対象地の契約見込面積は26ha。                      ・治山事業による実施の計画はない。                      ・事業の重点化要件に該当（重要流域の阿武隈川流域内に位置、白石市岩ノ上水源施設の上流）。</p>	○																				
<p><b>5. 事業実施が確実に見込めること</b>                      造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること                      ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。                      ・造林者は造林能力のある白石蔵王森林組合を予定。</p>	○																				
<p><b>6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること</b>                      自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当該事業が適当であること                      ・対象地の自然環境は標高540m、平均傾斜15°～30°未滿、土壌BD(d)であり、スギの適地。                      ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。</p>	○																				

## II 優先配慮事項

評価指標	評価
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」</b>                      A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。                      B・・・上記A以外の計画である。                      ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	A
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」</b>                      A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。                      B・・・上記A以外の計画である。                      ・宮城南部地域森林計画、白石市森林整備計画に適合したものととなっている。</p>	A
<p><b>2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」</b>                      A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。                      B・・・適切な手法・工法が確保されている。                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。</p>	A
<p><b>3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」</b>                      A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。                      B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	B
<p><b>3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」</b>                      A・・・他事業との連携が図られた計画となっている                      B・・・他事業との連携について調整中である                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      一・・・該当しない                      ・計画なし</p>	-

新規採択箇所の現況 天竜川広域流域【対象地番号：43】

凡 例	
	対象地



静岡県浜松市

# 新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	43	区域名	天竜川広域流域（静岡県浜松市）
-------	----	-----	-----------------

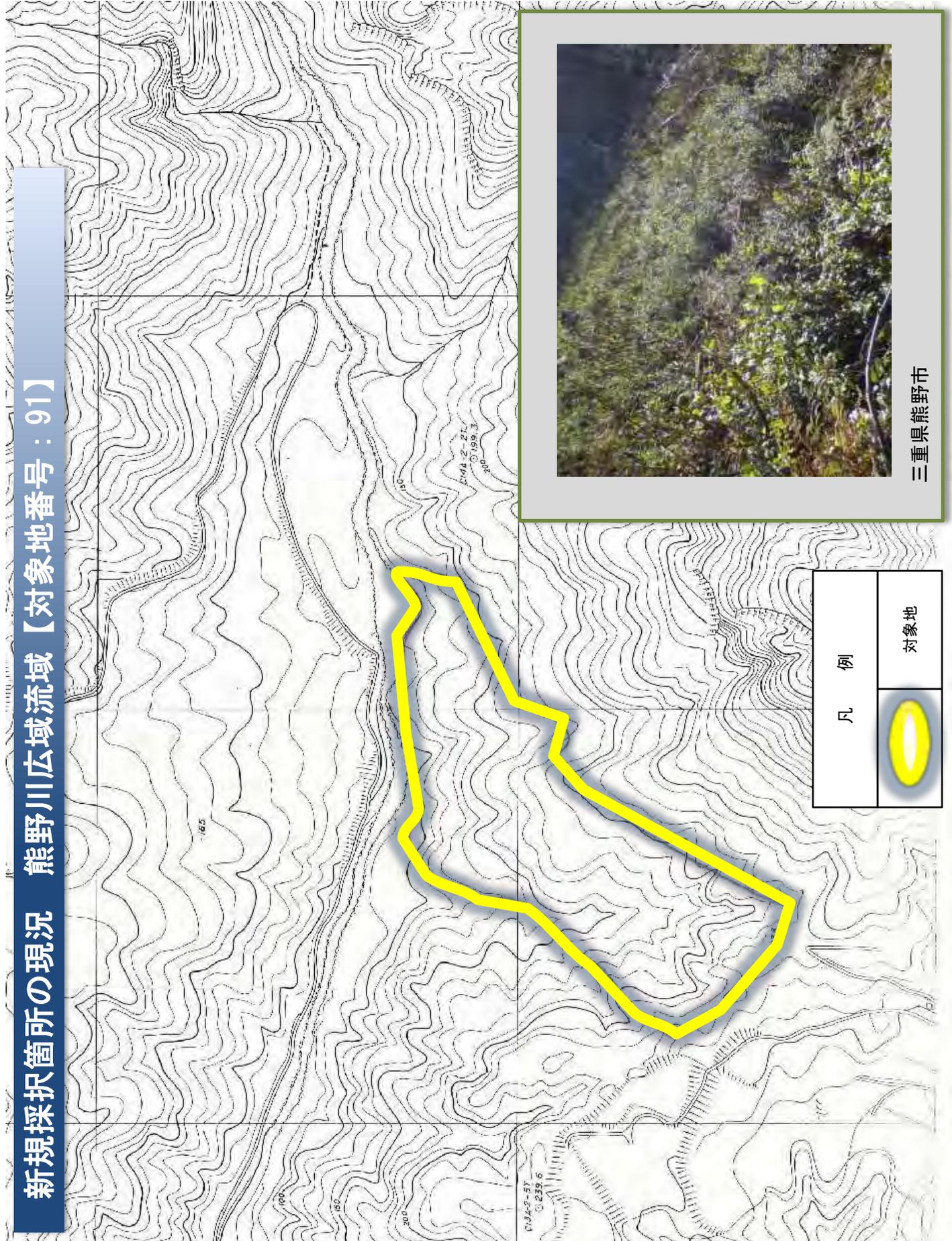
## I 必須事項

審査の内容	判定																				
<p><b>1. 事業の必要性が明確であること（必要性）</b>                      水源を適養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地は、重要流域である天竜川流域内に位置等。</li> <li>・対象地の林況は、無立木地。</li> </ul>	○																				
<p><b>2. 技術的可能性が確実であること</b>                      地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能</li> </ul>	○																				
<p><b>3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）</b>                      費用対効果分析の結果が1.0以上であること</p> <table border="1"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>14,081千円</td> <td>①水源かん養便益</td> <td>8,678千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>6,721千円</td> <td>②山地保全便益</td> <td>4,405千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全便益</td> <td>914千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④木材生産等便益</td> <td>84千円</td> </tr> <tr> <td>・ B / C</td> <td>= 2.10</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総便益 (B)	14,081千円	①水源かん養便益	8,678千円	総費用 (C)	6,721千円	②山地保全便益	4,405千円			③環境保全便益	914千円			④木材生産等便益	84千円	・ B / C	= 2.10			○
総便益 (B)	14,081千円	①水源かん養便益	8,678千円																		
総費用 (C)	6,721千円	②山地保全便益	4,405千円																		
		③環境保全便益	914千円																		
		④木材生産等便益	84千円																		
・ B / C	= 2.10																				
<p><b>4. 事業の採択要件を満たしていること</b>                      独立行政法人森林総合研究所業務方法及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地は保安林指定予定（土流）、林況は無立木地、権利関係は問題なし。</li> <li>・対象地の契約見込面積は2haだが隣接の契約地と併括管理が可能。</li> <li>・治山事業による実施の計画はない。</li> <li>・事業の重点化要件に該当（重要流域の天竜川流域内に位置、浜松市上水道常光浄水場施設の上流）。</li> </ul>	○																				
<p><b>5. 事業実施が確実に見込めること</b>                      造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。</li> <li>・造林者は造林能力のある天竜森林組合を予定。</li> </ul>	○																				
<p><b>6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること</b>                      自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当事業が適当であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地の自然環境は標高370m、平均傾斜30°以上、土壌BD(d)であり、スギ、ヒノキの適地。</li> <li>・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。</li> </ul>	○																				

## II 優先配慮事項

評価指標	評価
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。</li> <li>B・・・上記A以外の計画である。</li> </ul> <p>・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	A
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。</li> <li>B・・・上記A以外の計画である。</li> </ul> <p>・天竜地域森林計画、浜松市市森林整備計画に適合したものとなっている。</p>	A
<p><b>2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。</li> <li>B・・・適切な手法・工法が確保されている。</li> <li>C・・・上記A、B以外の計画である。</li> </ul> <p>・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。</p>	A
<p><b>3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。</li> <li>B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。</li> <li>C・・・上記A、B以外の計画である。</li> </ul> <p>・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	B
<p><b>3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・他事業との連携が図られた計画となっている</li> <li>B・・・他事業との連携について調整中である</li> <li>C・・・上記A、B以外の計画である。</li> <li>一・・・該当しない</li> </ul> <p>・計画なし</p>	-

新規採択箇所の現況 熊野川広域流域【対象地番号：91】



三重県熊野市

凡	例
	対象地

# 新規採択プロジェクト判断根拠

対象地番号	91	区域名	熊野川広域流域（三重県熊野市）
-------	----	-----	-----------------

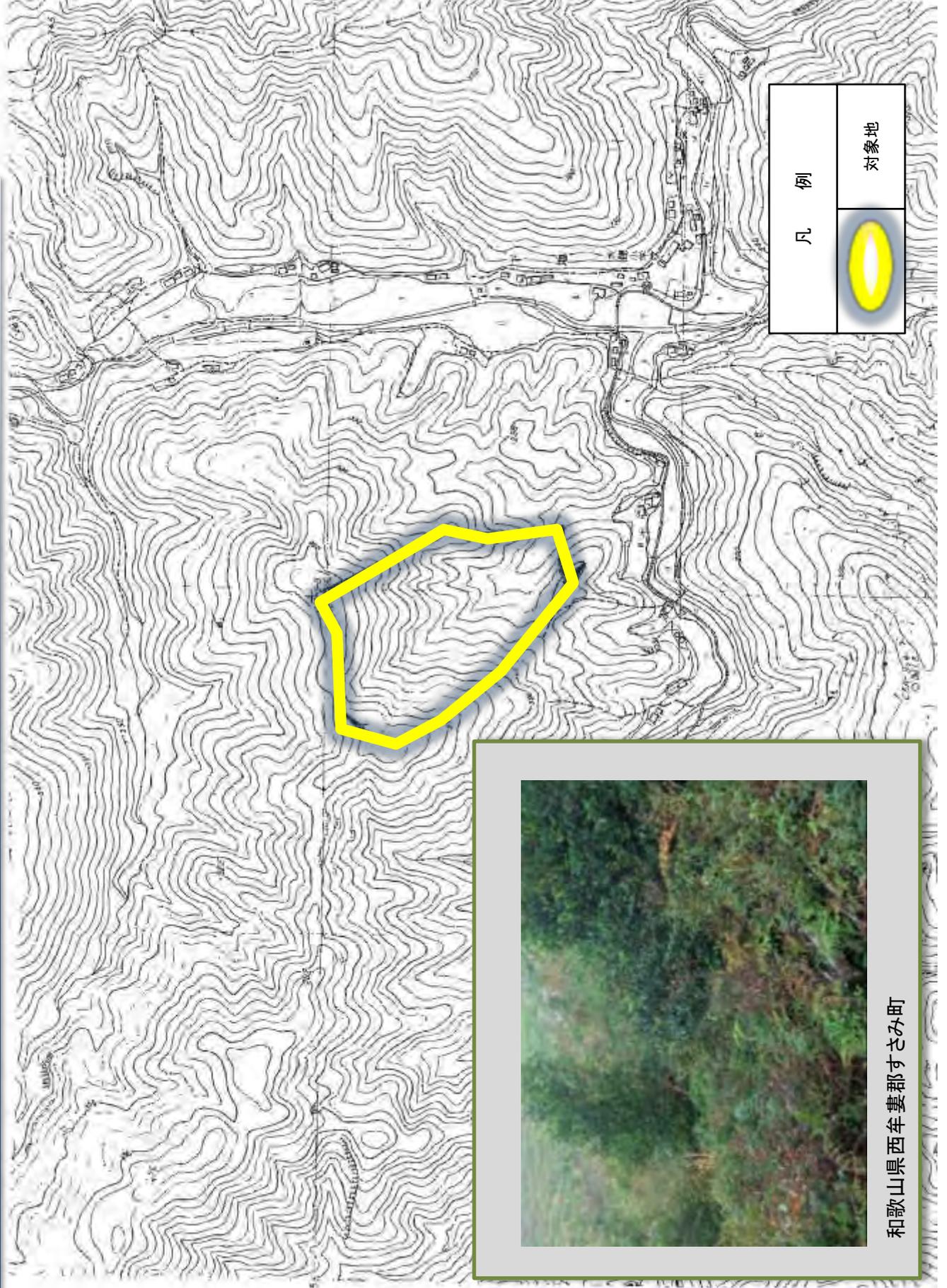
## I 必須事項

審査の内容	判定																				
<p><b>1. 事業の必要性が明確であること（必要性）</b>                      水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地は、重要流域である熊野川流域内に位置。</li> <li>対象地の林況は、無立木地。</li> </ul>	○																				
<p><b>2. 技術的可能性が確実であること</b>                      地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能</li> </ul>	○																				
<p><b>3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）</b>                      費用対効果分析の結果が1.0以上であること</p> <table border="1"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>100,093千円</td> <td>①水源かん養便益</td> <td>72,134千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>33,349千円</td> <td>②山地保全便益</td> <td>21,929千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全便益</td> <td>5,326千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④木材生産等便益</td> <td>704千円</td> </tr> <tr> <td>B/C</td> <td>= 3.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総便益 (B)	100,093千円	①水源かん養便益	72,134千円	総費用 (C)	33,349千円	②山地保全便益	21,929千円			③環境保全便益	5,326千円			④木材生産等便益	704千円	B/C	= 3.00			○
総便益 (B)	100,093千円	①水源かん養便益	72,134千円																		
総費用 (C)	33,349千円	②山地保全便益	21,929千円																		
		③環境保全便益	5,326千円																		
		④木材生産等便益	704千円																		
B/C	= 3.00																				
<p><b>4. 事業の採択要件を満たしていること</b>                      独立行政法人森林総合研究所業務方法及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地は保安林指定予定(水瀬)、林況は無立木地、権利関係は問題なし。</li> <li>対象地の契約見込面積は11ha。</li> <li>治山事業による実施の計画はない。</li> <li>事業の重点化要件に該当（重要流域の熊野川流域内に位置、熊野市和気簡易水道施設の上流）。</li> </ul>	○																				
<p><b>5. 事業実施が確実に見込めること</b>                      造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。</li> <li>造林者は自ら林業を営む造林地所有者（株式会社山一本店）を予定。</li> </ul>	○																				
<p><b>6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること</b>                      自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当該事業が適当であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地の自然環境は標高170m、平均傾斜30°以上、土壌BD(d)であり、スギ、ヒノキの適地。</li> <li>自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。</li> </ul>	○																				

## II 優先配慮事項

評価指標	評価
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。</li> <li>B・・・上記A以外の計画である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</li> </ul>	A
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。</li> <li>B・・・上記A以外の計画である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尾鷲熊野地域森林計画、熊野市森林整備計画に適合したものとなっている。</li> </ul>	A
<p><b>2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。</li> <li>B・・・適切な手法・工法が確保されている。</li> <li>C・・・上記A、B以外の計画である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。</li> </ul>	A
<p><b>3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。</li> <li>B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。</li> <li>C・・・上記A、B以外の計画である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</li> </ul>	B
<p><b>3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A・・・他事業との連携が図られた計画となっている</li> <li>B・・・他事業との連携について調整中である</li> <li>C・・・上記A、B以外の計画である。</li> <li>一・・・該当しない</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画なし</li> </ul>	-

新規採択箇所の現況 熊野川広域流域【対象地番号：104】



# 新規採択プロジェクト判断根拠

対象地番号	104	区域名	熊野川広域流域 (和歌山県西牟婁郡すさみ町)
-------	-----	-----	------------------------

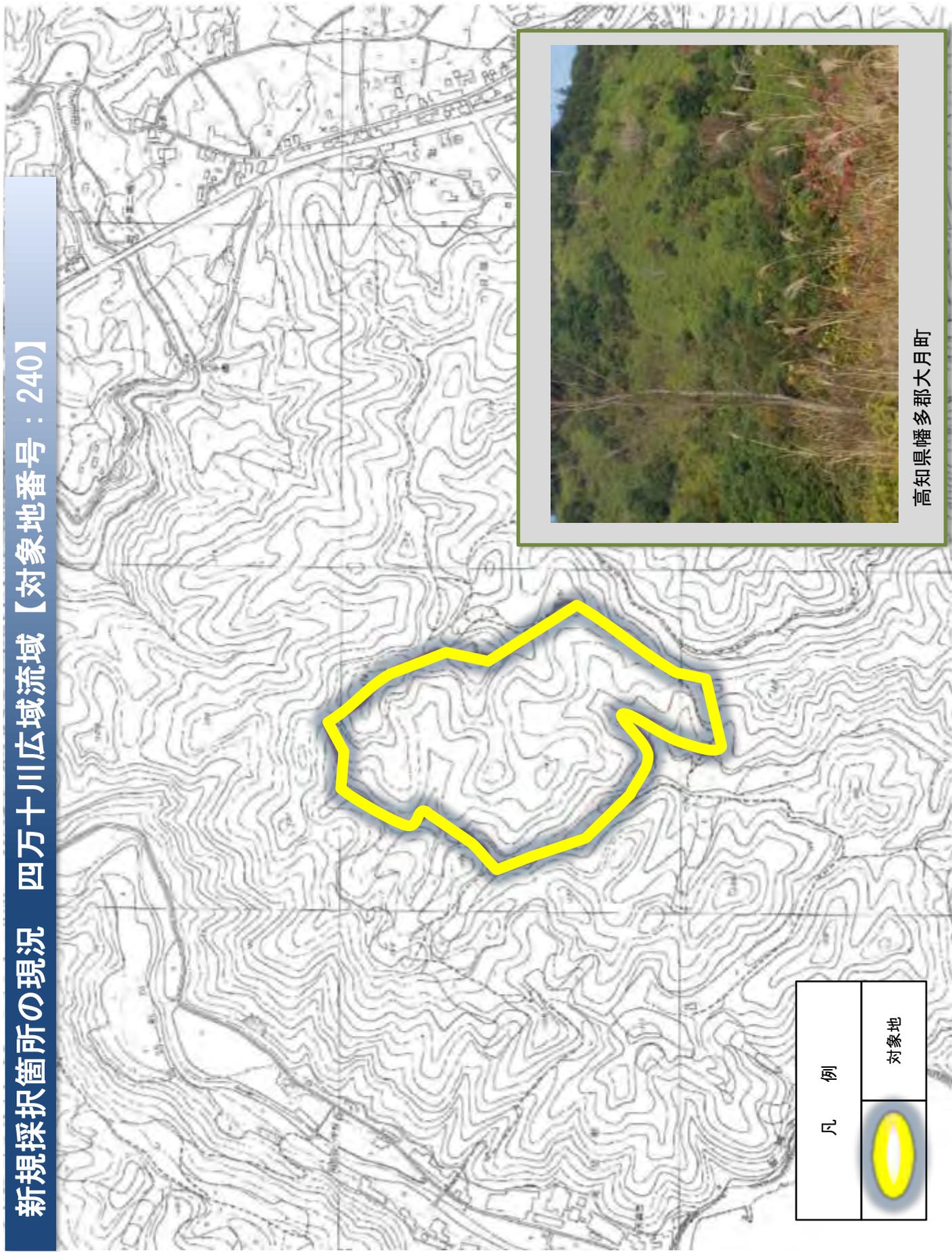
## I 必須事項

審査の内容	判定																				
<p><b>1. 事業の必要性が明確であること (必要性)</b>                      水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること                      ・対象地は、鶴川飲料水供給施設の上流に位置。                      ・対象地の林況は、無立木地。</p>	○																				
<p><b>2. 技術的可能性が確実であること</b>                      地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること                      ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能</p>	○																				
<p><b>3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)</b>                      費用対効果分析の結果が1.0以上であること</p> <table border="1"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>48,816千円</td> <td>①水源かん養便益</td> <td>34,509千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>19,276千円</td> <td>②山地保全便益</td> <td>11,424千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全便益</td> <td>2,653千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④木材生産等便益</td> <td>230千円</td> </tr> <tr> <td>・ B/C</td> <td>= 2.53</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総便益 (B)	48,816千円	①水源かん養便益	34,509千円	総費用 (C)	19,276千円	②山地保全便益	11,424千円			③環境保全便益	2,653千円			④木材生産等便益	230千円	・ B/C	= 2.53			○
総便益 (B)	48,816千円	①水源かん養便益	34,509千円																		
総費用 (C)	19,276千円	②山地保全便益	11,424千円																		
		③環境保全便益	2,653千円																		
		④木材生産等便益	230千円																		
・ B/C	= 2.53																				
<p><b>4. 事業の採択要件を満たしていること</b>                      独立行政法人森林総合研究所業務方法及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること                      ・対象地は保安林指定予定(水涵)、林況は無立木地、権利関係は問題なし。                      ・対象地の契約見込面積は8ha。                      ・治山事業による実施の計画はない。                      ・事業の重点化要件に該当 (鶴川飲料水供給施設の上流)。</p>	○																				
<p><b>5. 事業実施が確実に見込めること</b>                      造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること                      ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。                      ・造林者は造林能力のある大辺路森林組合を予定。</p>	○																				
<p><b>6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること</b>                      自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当該事業が適当であること                      ・対象地の自然環境は標高300m、平均傾斜30°以上、土壌BD(d)であり、スギ、ヒノキの適地。                      ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。</p>	○																				

## II 優先配慮事項

評価指標	評価
<p><b>1. 有効性 (1) 多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」</b>                      A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。                      B・・・上記A以外の計画である。                      ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	A
<p><b>1. 有効性 (1) 多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」</b>                      A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。                      B・・・上記A以外の計画である。                      ・紀南地域森林計画、すさみ町森林整備計画に適合したものとなっている。</p>	A
<p><b>2. 効率性 (1) 事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」</b>                      A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。                      B・・・適切な手法・工法が確保されている。                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。</p>	A
<p><b>3. 事業の実施環境等 (1) 自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」</b>                      A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。                      B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	B
<p><b>3. 事業の実施環境等 (2) 効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」</b>                      A・・・他事業との連携が図られた計画となっている                      B・・・他事業との連携について調整中である                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      一・・・該当しない                      ・計画なし</p>	-

新規採択箇所の現況 四万十川広域流域【対象地番号：240】



凡例



対象地

高知県幡多郡大月町

# 新規採択プロジェクト判断根拠

対象地番号	240	区域名	四万十川広域流域（高知県幡多郡大月町）
-------	-----	-----	---------------------

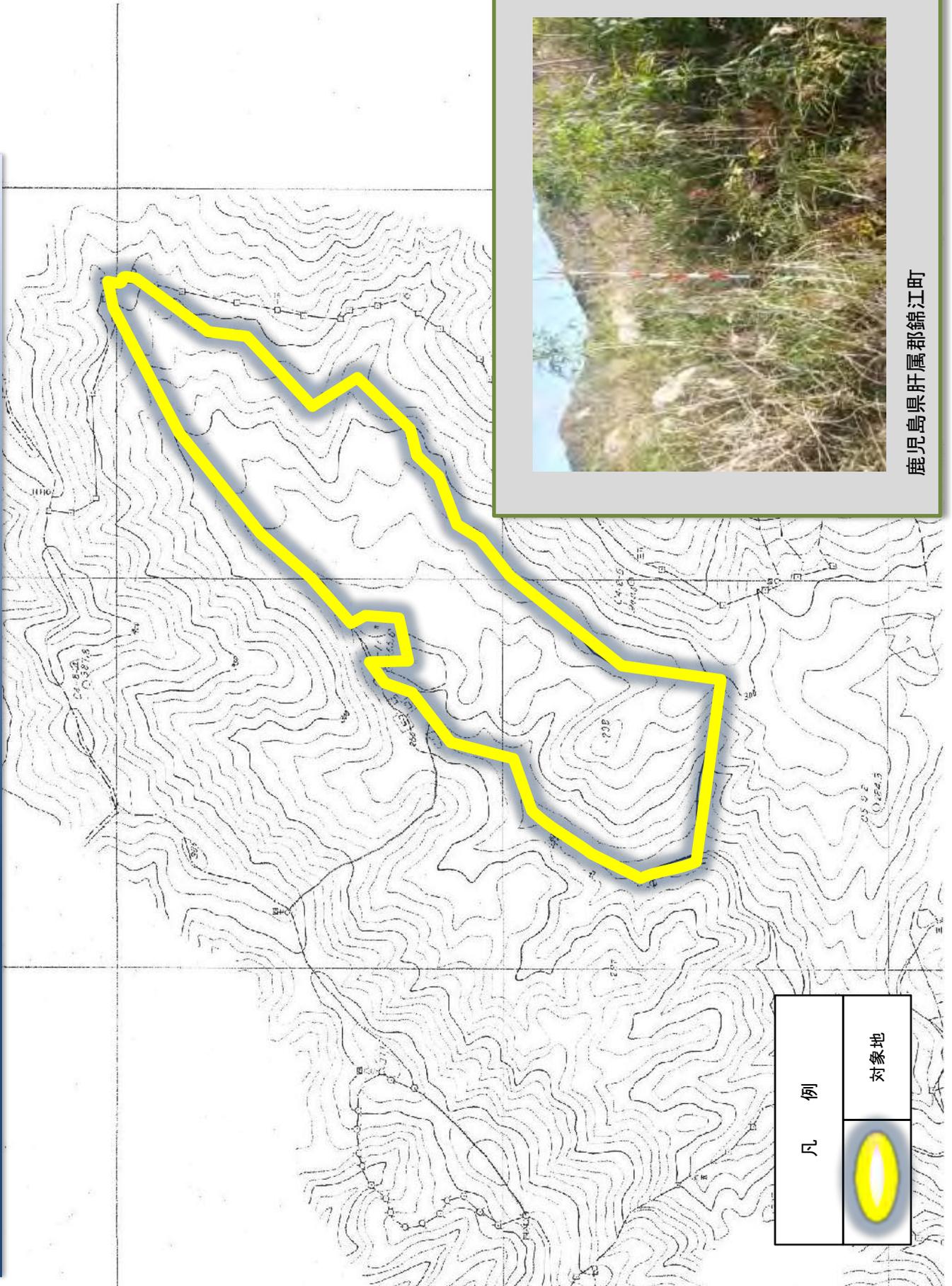
## I 必須事項

審査の内容	判定																				
<p><b>1. 事業の必要性が明確であること（必要性）</b>                      水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること                      ・対象地は、重要流域である四万十川～愛媛県境流域内に位置 等。                      ・対象地の林況は、無立木地。</p>	○																				
<p><b>2. 技術的可能性が確実であること</b>                      地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること                      ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能</p>	○																				
<p><b>3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）</b>                      費用対効果分析の結果が1.0以上であること</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>73,079千円</td> <td>①水源かん養便益</td> <td>43,818千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>33,503千円</td> <td>②山地保全便益</td> <td>22,953千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全便益</td> <td>5,711千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④木材生産等便益</td> <td>597千円</td> </tr> <tr> <td>・B/C</td> <td>= 2.18</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総便益 (B)	73,079千円	①水源かん養便益	43,818千円	総費用 (C)	33,503千円	②山地保全便益	22,953千円			③環境保全便益	5,711千円			④木材生産等便益	597千円	・B/C	= 2.18			○
総便益 (B)	73,079千円	①水源かん養便益	43,818千円																		
総費用 (C)	33,503千円	②山地保全便益	22,953千円																		
		③環境保全便益	5,711千円																		
		④木材生産等便益	597千円																		
・B/C	= 2.18																				
<p><b>4. 事業の採択要件を満たしていること</b>                      独立行政法人森林総合研究所業務方法及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること                      ・対象地は水源かん養保安林、林況は無立木地、権利関係は問題なし。                      ・対象地の契約見込面積は12ha。                      ・治山事業による実施の計画はない。                      ・事業の重点化要件に該当（重要流域の四万十川～愛媛県境流域内）。</p>	○																				
<p><b>5. 事業実施が確実に見込めること</b>                      造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること                      ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。                      ・造林者は造林能力のある大月町森林組合を予定。</p>	○																				
<p><b>6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること</b>                      自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当該事業が適当であること                      ・対象地の自然環境は標高120m、平均傾斜15°～30°未満、土壌BDであり、スギ、ヒノキの適地。                      ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。</p>	○																				

## II 優先配慮事項

評価指標	評価
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」</b>                      A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。                      B・・・上記A以外の計画である。                      ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	A
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」</b>                      A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。                      B・・・上記A以外の計画である。                      ・四万十川地域森林計画、大月町森林整備計画に適合したものとなっている。</p>	A
<p><b>2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」</b>                      A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。                      B・・・適切な手法・工法が確保されている。                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。</p>	A
<p><b>3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」</b>                      A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。                      B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	B
<p><b>3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」</b>                      A・・・他事業との連携が図られた計画となっている                      B・・・他事業との連携について調整中である                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      一・・・該当しない                      ・計画なし</p>	-

新規採択箇所の現況 川内・肝属川広域流域【対象地番号：334】



鹿児島県肝属郡錦江町

# 新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	334	区域名	川内・肝属広域流域（鹿児島県肝属郡錦江町）
-------	-----	-----	-----------------------

## I 必須事項

審査の内容	判定																
<p><b>1. 事業の必要性が明確であること（必要性）</b>                      水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること                      ・対象地は、重要流域である肝属川～宮崎県寛流流域内に位置、天根古簡易水道施設の主流に位置。                      ・対象地の林況は、無立木地。</p>	○																
<p><b>2. 技術的可能性が確実であること</b>                      地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること                      ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能</p>	○																
<p><b>3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）</b>                      費用対効果分析の結果が1.0以上であること</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>122,323千円</td> <td>①水源かん養便益</td> <td>78,918千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>50,251千円</td> <td>②山地保全便益</td> <td>34,790千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全便益</td> <td>8,014千円</td> </tr> <tr> <td>・B/C</td> <td>= 2.43</td> <td>④木材生産等便益</td> <td>601千円</td> </tr> </table>	総便益 (B)	122,323千円	①水源かん養便益	78,918千円	総費用 (C)	50,251千円	②山地保全便益	34,790千円			③環境保全便益	8,014千円	・B/C	= 2.43	④木材生産等便益	601千円	○
総便益 (B)	122,323千円	①水源かん養便益	78,918千円														
総費用 (C)	50,251千円	②山地保全便益	34,790千円														
		③環境保全便益	8,014千円														
・B/C	= 2.43	④木材生産等便益	601千円														
<p><b>4. 事業の採択要件を満たしていること</b>                      独立行政法人森林総合研究所業務方法及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること                      ・対象地は保安林指定予定(水濁)、林況は無立木地、権利関係は問題なし。                      ・対象地の契約見込面積は18ha。                      ・治山事業による実施の計画はない。                      ・事業の重点化要件に該当（重要流域である肝属川～宮崎県境流域内に位置、大根古簡易水道施設の主流）。</p>	○																
<p><b>5. 事業実施が確実に見込めること</b>                      造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること                      ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。                      ・造林者は自ら林業を営む造林地所有者（協栄木材株式会社）を予定。</p>	○																
<p><b>6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること</b>                      自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当該事業が適当であること                      ・対象地の自然環境は標高300m、平均傾斜15°～30°未満、土壌BDであり、スギ、ヒノキの適地。                      ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。</p>	○																

## II 優先配慮事項

評価指標	評価
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」</b>                      A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。                      B・・・上記A以外の計画である。                      ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	A
<p><b>1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」</b>                      A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。                      B・・・上記A以外の計画である。                      ・大隈地域森林計画、錦江町森林整備計画に適合したものととなっている。</p>	A
<p><b>2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」</b>                      A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。                      B・・・適切な手法・工法が確保されている。                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。</p>	A
<p><b>3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」</b>                      A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。                      B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。</p>	B
<p><b>3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」</b>                      A・・・他事業との連携が図られた計画となっている                      B・・・他事業との連携について調整中である                      C・・・上記A、B以外の計画である。                      一・・・該当しない                      ・計画なし</p>	-